

(案)

「中央区教育振興基本計画2020(仮称)」中間のまとめに対するご意見の概要と区の考え方

＜取扱い＞

- 計画に反映するもの
□ 計画に盛り込まれているもの
△ 区において今後の事業の参考とすべきもの

- ☆ 採用には至らないと判断したもの
― その他

※「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」は、「点検・評価」と表記しています。

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
1	P12に記載のある「学校評価システム」について、4年に1度の周期で評価しているとのことであるが、4年は長いと感じる。3年程度にするなど、間隔を短縮する必要があるのではないか。	○	P12【主な取組】 ②-2学校評価システム	学校評価は、毎年、教員・学校関係者による評価を行っており、結果の公表も行っています。また4年に1度、学校運営に専門的な識見のある第三者を加えた外部評価を実施しています。 計画の説明文については、この旨を記載します。
2	P22の現状と課題の中で、いじめの定義の変更をしたために、平成30年度のいじめの認知件数が急増したと分析がされている。しかし、いじめの定義が変更になったのは、「いじめ防止対策推進法」が公布された平成25年のことであり、その変更されたいじめの定義の導入が平成30年度まで中央区が遅れたのはなぜか、その事情について教えていただきたい。	○	P22 現状と課題	学校現場においては、平成25年度からいじめの定義を変更し、些細な兆しが見られるものについても対応してきたところです。一方、いじめの調査の集計にあたっては、各学校でばらつきが見られたことから、具体例を示しながら周知・徹底を図り、平成30年度から集計の基準について統一を図ったところです。 計画の本文については、この旨を記載します。
3	ICTやプログラミングに関して専門的な知識を有する外部の人材を活用できるような仕組みについて追記して欲しい。	□	P9【主な取組】 ②ICTの活用	P9の「②ICTの活用」に記載しています。
4	P17に「不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進」が新規の取組として記載されている。 実施にあたっては、不登校の子ども達に対して寄り添い、丁寧な分析と課題の解決をお願いしたい。	□	P17【主な取組】 ②-1 不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進	不登校になる理由はさまざまな要因が考えられることから、今後も一人一人の状況に応じた支援を行っていきます。
5	平成30年度の「点検・評価」のP78によると、人権教育推進委員会が実施した、全教職員に対するアンケート調査結果からは、人権にかかわる配慮、指導等で「していない」「行っていない」等の回答が一定数あったため、その解消に向けた取組をお願いしたい。	□	P20【主な取組】 ①-1人権教育	人権教育を推進するにあたっては、理念について十分な認識を有する教員の育成をはじめとして、教育内容や方法の充実を図っているところです。
6	SNS使用にあたり、生徒会等で学校ルールを子ども達自らが策定し守っている学校もあり全校への広がりを目指す。 P24に記載のある「情報モラル教育の推進」の部分の「SNS学校ルールを各校で定め」のところは「生徒たちによって定められる」ような取組をお願いしたい。	□	P24【主な取組】 ①-3 情報モラル教育の推進	SNS学校ルールの見直しにあたっては、発達段階に応じて子どもたちが主体となって行うよう取り組んでいるところです。
7	P28に「ICT環境の整備」が記載されているが、学校・図書館など教育機関でのICT環境の整備(例:通信速度を現状1G・bpsから100G・bpsにする)や、AIの積極的な活用をさらに円滑に進める取組に期待する。	□	P8 取組の方向性 ②ICTの活用 P28 取組の方向性 ③ICT環境の整備	ICTの活用にあたっては、ハード・ソフトの両面から整備を行い、指導の充実を図っていきます。

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
8	1 地域・学校・家庭での安全で、安心な学習環境を整える。 2 各教科について、勉強(学習)方法を教える。 3 「放送大学」の標語と同様、「どこでも、誰でも、いつでも」学べる仕組みを作る。 4 「不思議」、「感動」の体験をして、関心を持続させる。 5 長期の計画として、「天の川」が見えたり、「蛍」の飛ぶところを目の当たりにするという、同時性の貴重な体験を多くすることのできる地域環境をつくる。 6 効率性ばかりに目を取られずに、理解・感動・学習などについて、待つ姿勢を基調とする。 これら6項目を通じ、教員の負担を軽減し、ワークライフバランスを整える。	△	P10 現状と課題 P13 【主な取組】 ④学校における働き方改革等	ご意見にあるとおり、学校現場における教員の長時間勤務や多忙化といった状況は社会問題となっています。本区においても、保護者や地域の方々の理解を得ながら教員が授業改善や児童・生徒の指導に十分に取り組める環境を整備していきます。
9	今回の「教育振興基本計画」を同時に改定中の「保健医療福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」へ反映してほしい。 障がいのある方の生涯教育、不登校・ひきこもり、保幼小の連携など関連する分野があるため、教育と福祉分野が強く連携できるように計画段階においても調整すべきと考える。	△	--	計画の策定にあたっては、生涯学習、子育て支援などを所管する関連部局との調整・連携を図りながら策定しています。 今後も他部署との連携強化を図り、教育目標の実現に向けて各種取組を推進していきます。
10	入院中における学習機会の保障として、病室などとICTでつないだ「同時双方向型授業配信」が出席扱いとなったことに伴い、それら技術を用いた教育機会の拡大について、P28の「ICT環境の整備」に追記していただきたい。	△	--	本区に在籍する児童・生徒が長期に入院した際は、特別支援学校へ転学するなどの対応となります。 長期・短期に限らず入院中の対応については、児童・生徒の一人一人の状況等に合わせ、本人、保護者の意向を確認し、病院と連携して個別具体的に検討すべきものと考えており、ICTの活用も含め不登校対策と合わせて検討していきます。
11	「点検・評価」の有識者の見解では、P12に記載のある「学校評議員制度」について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、学校運営協議会設置の努力義務化に伴い、「学校評議員制度」をこのまま継続するべきか、「学校運営協議会」とするべきか更なる検討を期待する旨の評価を頂いている。 本件については、計画の検討委員会の場でも一度議論を行った上で、この部分の記載を行うべきであると考えている。	△	P1 1計画改定の趣旨	本計画は、「取組の方向性を示すもの」として整理し、個別具体的な事業や取組については「点検・評価」の中で示すこととしています。 そのため、個別事業・取組に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。
12	計画の中に、障がい者の生涯教育の視点を盛り込んでほしい。 生涯教育をけん引するのは教育委員会が最もうまく施策を実行できると考えている。	△	P1 2計画の目的および位置付け等	本計画は、P1の「(3)計画の範囲」でもお示ししており、「主に教育委員会が所掌する学校教育および学校教育との関連において必要とされる図書館等の社会教育分野」をその範囲としています。 ご意見のありました内容は区長部局の所管となりますので、情報提供を行うとともに、教育委員会と連携を図る必要のあるものは今後の参考とさせていただきます。
13	誰もが一生学び続けることができることが大切である。 計画では、図書館、スポーツ・レクリエーション活動として項目があげられている。教育委員会が関係機関連携の要となり、生涯学習を推進することを期待する。特に、大学と連携し、高等教育を受ける機会の確保などについての記載を期待する。			
14	2019年7月8日に文科省から出された「障がいのある方が学校卒業後も学び続けることができる生涯学習・社会教育の推進を『教育振興基本計画』に位置付けるべきこと」の局長通知(元文科教第237号)も踏まえて、障がいのあるなしに関わらず生涯学習に取り組める環境の整備について記載の充実を求める。			
15	幼稚園類似施設への幼児教育相当部分の無償化の拡大をお願いしたい。			
16	P19の図2のグラフに、学童保育のデータも記載し、プレディと両方あわせた分析をお願いしたい。			
17	P17に記載のある「中央区育ちのサポートカルテ」の発行にあたっては、「幼稚園・保育園から小学校に就学する際に活用することを承諾の上発行する」などといった条件をつけずに、希望する方すべてに発行をお願いしたい。			
18	「中央区育ちのサポートカルテ」が関係機関の横の連携のために有効活用されることを望む。カルテについては保護者に複製を渡し、かかりつけの医師の受診時に提示してもらい、医療の面からもアドバイスを入れていけばよいと考える。また医師会等を通じてカルテの活用について啓蒙をお願いしたい。			

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
19	教育や保育現場において、子ども達の苦手な能力を伸ばすためのプログラム(例:読み書き障害(ディスクレシア)に対するT式ひらがな音読支援など)を児童精神科医と連携し、積極的な導入を期待する。	△	---	いただいたご意見・ご要望については、すでに取り組んでいるものもありますが、今後の参考とさせていただきます。
20	特別支援学級を、日本橋地域と晴海五丁目に新設予定の小中学校に、それぞれ開設することを強く要望する。			
21	現在、「医療的ケア児コーディネーター」も配置されるようになり、今後は「保育・幼児教育・就学ニーズへの対応」について取り組まれるようお願いしたい。その際、看護師の配置についても、ケアの内容・頻度、主治医等の意見を踏まえ適切な判断がなされることをお願いしたい。			
22	学校において、高齢者等がその経験を活かした子ども達との交流・学びの場を積極的に作っていただけるようお願いしたい。			
23	区内幼稚園・小中学校で、それぞれメイン交流国と「一校一国運動」が展開されていることと思うが、大会出場選手が各校を表敬訪問するような直接交流の機会を作っていただき、「一校一国運動」が、将来へと引き続き行われていくことをお願いしたい。			
24	P13の「学校における働き方改革等」の部分で、「1か月の合計が45時間を超える教員をゼロにする」とある。各学校が早急に達成するようお願いする。			
25	学校事務における業務の効率化にあたっては、AIで時間短縮をし、労力・人件費の節減をお願いしたい。			
26	平成29年度から東京都公立小中学校ICT教育環境整備支援事業参加校となった、京橋築地小学校・阪本小学校・銀座中学校の3校が得たICTの知見を確実に全校に広げられるように期待している。			
27	いじめ問題については、「学校いじめ対策委員会」が主導して早期対応がなされていると思う。第三者が介入することは大変だと思うが、今後ともよろしくお願いしたい。			
28	本の森ちゅうおう(仮称)は、区の図書館としての役割が多岐に渡り、それぞれが重要であることから、区直営で行われるべきと考える。運営形態について開かれた場で検討いただくことをお願いしたい。			
29	P39の図2のとおり、1か月に読む冊数について中学3年生の36.7%が「読まない」と回答しており、非常に残念な数値となっている。P41の記載のある「小・中学校への巡回貸出等」の新規取組について期待しており、上記の数値の推移については注視していただきたい。			
30	「学校図書館指導員」の配置時間を延長するなど、さらなる対策に期待している。			

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
31	基本方針1の「個性や能力を伸ばす教育の推進」において、「医療的ケア児・者の支援」を項目を立てて追加していただきたい。	☆	P16 取組の方向性 ①切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援	医療的ケアも含め特別な支援や配慮を必要とする子どもへの対応はP16に記載しているため、項目を立てての記載はしません。
32	2019年10月から幼保無償化が開始されたが、これを契機として子どもの預かりの場の安全性の確保の検討をお願いしたい。	☆	---	幼保無償化に関わらず、教育委員会・学校・家庭・地域との連携を強化し、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりを推進しています。
33	P11に教員の1か月の残業時間に関するデータを掲載して欲しい。	☆	---	教員には超過勤務命令に制限があり、通常の実業時間と異なるため当該データはありませんが、令和元年度から全校にICタイムレコーダーを導入し、教員の長時間勤務の見直しに向け在校時間の把握に努めているところです。 (※なお、P11に記載している図4の平成30年度のデータは、教員へのアンケート調査結果のため、これ以上の分析はできません。併せて、タイトルは「平均退勤時刻」に修正します。)
34	子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化されていることから、「子ども貧困対策における教育支援」について、基本方針1に盛り込むことを要望する。	☆	---	義務教育は無償で提供されており、教材費などの私費負担については就学援助を行っています。 また、少人数指導における習熟度別指導や中学校における放課後補習講座など、全ての児童・生徒への学力向上策を実施しています。
35	いじめ問題については、転校も有効な手段であると考え。そのため、保護者から転校を希望する申し立てがあった場合には、早期対応に資することや検討すべき項目を分かるようにするために、転校の是非を判断する考慮要素を明確にし、転校することが最善であると判断された場合には速やかに手続きを行えるようにすべきと考える。	☆	---	いじめ問題については、様態や内容が一人一人異なっていることから、その対応は一律に定められるものではないと考えています。
36	月島地域では、三つの超高層再開発が計画中である。平成29年度の時点で、急激な人口増加に伴い、教室が不足し、月島第一小学校の増築が必要となると教育委員会は分析しているが、月島第一小学校の運動場は狭く、その運動場をさらに狭くするような増築をする余地はまったくない。 教室数など社会インフラ許容量の限度を過度に超す場合の再開発計画に対しては、再開発準備組合や都市整備部に対して、適切な規模にすべきことの情報提供や意見を、そこで学び教える児童・生徒や先生方を代弁して教育委員会が述べて行くべきと考える。 そのため、P28の取組の方向性「学校施設の整備等」の部分に、「児童・生徒数の増加への対応については、地域の状況や最新の学校別の推計などに基づき、数年前から計画的に整備を行っていくとともに、過度な教室数不足を来す予測がなされた場合には、再開発を適正規模にするように都市整備部と調整を行います。」との文言にすることを求める。	☆	---	教育委員会としては、再開発も含め社会の変化に対応して教育環境の整備や教育内容の充実に努めています。
37	2019年12月1日に施行された、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)(略称:成育基本法)を、反映させるべき法律として、名称の記載をお願いしたい。	☆	P2 3他の計画等との関係	本計画の範囲に係る法令や計画等は主なものを記載しており、その全てを記載しているものではありません。
38	P32に記載のある「健康教育」について、「生活習慣の予防」だけでなく、「がん教育」、「ストレス・マネジメント」、「生と性の教育」の例示を追加していただきたい。	☆	P32 取組の方向性	がん教育、ストレス対処法、性に関する教育については、すでに実施しているところです。 なお、本計画の取組は主なものを記載していることから例示の記載はしません。

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
39	P29に令和3(2021)年に阪本こども園(仮称)、令和5(2023)年に晴海四丁目に1園、幼保連携型認定こども園を整備していくことが記載されているが、区立幼稚園にも広げて保育の場の拡大をお願いしたい。また、その際は、公私連携方式だけでなく、区直営での実施についても検討いただきたい。	☆	--	幼稚園と認定こども園は施設の設置・運営基準等が異なるため、区立幼稚園を認定こども園とするには、施設面や運営面において様々な制約があり、現状では対応することができません。 今後開園する予定の幼保連携型認定こども園は、いずれも新築時に整備するものです。今後も新築の際には、認定こども園の整備について検討していきます。
40	教育委員会の活動について記載した部分がないように感じる。基本方針1の「個性や能力を伸ばす教育の推進」の中の、主要施策の一つとして、「(4)教育委員会の取組の充実」を追加し、教育委員からの提案を積極的に教育施策に反映する仕組みについての記載をお願いしたい。	☆	P1 1計画改定の趣旨 P4 施策体系図	本計画は、P1の計画改定の趣旨およびP4の施策体系図でお示しているように、教育目標を実現するための「取組の方向性を示すもの」として整理し、教育委員会の活動内容等については「点検・評価」の中で示すこととしています。
41	平成30年度において、総合教育会議が開催されなかった事情について記載をお願いしたい。 また、令和元年度は開催されたのか。 総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に設置が義務付けられた機関であり、いかなる事情でも、開催をしないことは許されないと考える。	☆	--	総合教育会議は、 ①大綱の策定に関する協議 ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置 の協議等に該当する場合に開催するもので、毎年の開催が義務付けられているものではありません。 また、令和元(2019)年度はすでに開催しました。
42	計画の進行管理のために「指標」を設定することも有効だと考える。	☆	--	教育は、子どもたち一人一人の状況に合わせて課題を設定し、より良い教育を行うべきと考えます。 そのため、指標を一律に設定することは考えていません。

No.	ご意見の概要	区の考え方		
		取扱い	該当ページ	考え方
43	P48の審議経過の記載にあつては、区民文教委員会で報告したことの記載もお願いしたい。	--	--	「中央区教育振興基本計画検討委員会」の検討経過を掲載するものです。
44	枠外の下段に専門用語の解説があると、読む側も参照しやすく助かると考える。	--	--	専門用語の解説については、詳細に記載することとしており、ページによっては10項目におよびます。そのため、計画の巻末に記載する方がより分かりやすいと考えます。
45	今後の進め方については、1月の第5回の検討委員会でパブリックコメントの報告を行い、2月の検討委員会で最終報告の確定をし、3月下旬に計画策定をした方が無理のない日程だと考える。	--	--	中央区教育振興基本計画検討委員会の開催にあたっては、今年度中の計画策定に向け、検討委員会での審議状況等を踏まえ開催しています。
46	パブリックコメントの結果については、区民文教委員会や教育委員会定例会において報告し、最終的な修正を入れるべきと考える。	--	--	パブリックコメントの結果については、区民の皆様幅広く周知する必要があることから区ホームページ等により報告を行います。
47	「現状と課題」における特徴的なデータが次ページに列挙記載されており、大変参考になる。	--	--	--